

国立大学法人大分大学における大学教員評価に関する基本方針

平成20年11月25日制定

1. 大学教員評価は、大学教員個人の活動状況を大学教員自ら及び国立大学法人大分大学が点検評価することにより、大学教員個人の教育研究活動等の質の向上を図ることを目的として実施する。
2. 大学教員評価は、大学教員に対して大分大学（以下「本学」という。）の諸機能を強化する取組への積極的関与を促すことにより、本学における教育研究活動等の総合的機能を強化することを目的として実施する。
3. 大学教員評価は、大学教員の教育研究活動等の状況について、説明責任を含む社会的責任を果たすことを目的として実施する。
4. 大学教員評価結果は、個々の大学教員の多面的・総合的な活動の活性化を促すとともに、本学の組織としての教育研究活動等の改善と改革の遂行に活用する。
5. 学長は評価結果を受けて、大学教員に対し、その活動の一層の向上又は改善を促すため、適切な措置を取ることができる。
6. 大学教員評価結果の活用にあたっては、個人の全学的な序列化や部局等の序列化が個々人の職務へのモチベーションや大学教員相互の信頼を損なう危険性を持つことに留意し、十分な配慮を行う。